

～「横浜みどり税」は平成 35 年度(2023 年度)まで継続となりました～

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の安定的な財源として、平成 21 年度から 30 年度まで市民の皆様へ「横浜みどり税」をご負担いただいていた。今後も「横浜みどりアップ計画 2019-2023」を進めていくため、引き続きご負担をお願いします。

法人
年間で
均等割の
9%

平成 21 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に 9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

法人の区分		横浜みどり税を含む 税率 (年 額)
資本金等の額	従業者数	
下記以外の法人等	人数にかかわらず	54,500 円
1千万円以下	50人以下	54,500 円
	50人超	130,800 円
1千万円超 1億円以下	50人以下	141,700 円
	50人超	163,500 円
1億円超 10億円以下	50人以下	174,400 円
	50人超	436,000 円
10億円超 50億円以下	50人以下	446,900 円
	50人超	1,907,500 円
50億円超	50人以下	446,900 円
	50人超	3,270,000 円

※ 平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法 321 条の 11)の対象となりますので、ご注意ください。

～法人税割の一部国税化に伴う税率の変更～

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、地方税法における法人市民税法人税割の税率が 3.7%引き下げられ、その引下げ相当分が国税化されました。これに伴い、本市においても、法人市民税法人税割の税率を 3.7%ずつ引き下げます。

	税率		差
	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	
10 億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人	12. 1%	8. 4%	▲3. 7%
5 億円以上 10 億円未満の法人	10. 9%	7. 2%	
5 億円未満の法人及び資本又は出資を有しない法人等(保険業法に規定する相互会社を除く)	9. 7%	6. 0%	

※ 都道府県民税と市町村民税を合わせた法人住民税の税率引下げ相当分が地方法人税の税率に引き上げられることから、法人の税負担は変わりません。

～固定資産税の「縦覧」制度について～

固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿をご覧いただくことにより、納税者ご本人が所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かを確認できる制度です(無料)。

▽期間 4月1日(月)から5月7日(火)まで(予定)[土・日・祝日を除く]

▽時間 8時 45 分から 17 時 00 分まで(予定)

▽場所 資産の所在する区の区役所税務課の窓口

▽縦覧できる方 固定資産税の納税者、その代理人など

▽必要書類 官公署発行の顔写真付き本人確認書類

[例 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など]

※顔写真付きでない場合は、2種類必要です(納税通知書と健康保険証など)。

※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

(注) の場合は、委任状に代表者印を押しつけてください。